

第1回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（松本委員）

教 育 長) 審議に入ります前に、本年4月1日から新たに国の法律が変わりまして、今まで木村委員にお務めいただいていた教育委員長から、今回から私、福岡が会議の進行をさせていただきます。

そこで皆さんにお願いですが、この教育委員会の会議では、教育委員の皆さんの忌憚のないご意見、そして事務局からのわかりやすい簡潔な、専門用語に偏らない答弁を求めたいと思います。

傍聴の皆さんにおかれましては、本会議の様子を傍聴していただき、そして意思の形成の過程を見ていただけたらと思います。

また、委員の皆さんのご発言は、レーマンコントロールといいましょうか、さまざまな観点からのご意見をいただきたいと思っています。

これは合議制ですので、最後の合議における決定事項は教育委員会の決定事項として市民の皆様に広く周知すべきものと思います。委員の皆様のご意見は、忌憚ないご意見だということでご理解いただいて、会議を進めたいと思います。冒頭に、そのことをお願い申し上げます。

それでは、審議に入ります。日程第1、継続審議となっております。

ります、第27号議案「南芦屋浜地区教育施設用地について」を議題とします。

この議案につきましては、去る3月26日付けで山中市長から「南芦屋浜地区教育施設用地における小学校建設中止について」という依頼文をいただいたことをうけ、急ぎよ、3月31日に臨時会を開催し、結論として「現段階において小学校の新設を断念せざるを得ない。」と全員一致で確認したところです。

また、学校を新設しない場合の「児童の通学の安全・安心」「潮見小学校の過密化」「南芦屋浜地区のコミュニティづくり」といった問題については、継続して議論し、市長部局にも要望していくことで確認いたしました。

本日は、これらの課題の整理と教育委員会としての今後の方向性について一定のコンセンサスを得たうえで、南芦屋浜の小学校の新設についての教育委員会の最終判断をしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

では、審議に入る前に、4月6日に開催されました「南芦屋浜小学校建設中止についての住民説明会」の状況について事務局から報告をお願いします。

管理課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員) 南芦屋浜にできる学校について、子どもの通学の問題、まちづくり、環境ということをイメージしていました。市長さんのご判断でできないということになると、それはとても残念で

すが、そこで出されていた課題を今後、どういうふうに我々が考えていくかということで、ここにも提案で幾つか出されていますが、子どもの安全やまちづくりなど、そういうことを考えていく方向にシフトしていかざるを得ないと認識をしております。

木 村 委 員) 小石委員と同じで、そういう問題を今後、議論していかないといけないと思います。私も建てる方向性で考えてはいたので、建てないとなった場合にどうするのかについて検証が十分できているとは言えず、今後の継続的、長期的課題となると思います。

本日は、おおまかな議論にはなるとは思いますが、問題をどういう形で検証していけばいいのか、こういう方法があるという各委員からの提案などを雑駁に議論ができればと思います。

浅 井 委 員) 建てないことでどういう問題が起こってくるか、ということは今から議論しようという流れでしたので、断念せざるを得ないということになって本当に残念ですが、大きく3つ挙がっていました懸案の事項を中心に、教育委員会としては、子どもたちの通学の安全と安心のことは早く解決していかなければいけないと考えています。

松 本 委 員) あゆみ橋や潮風大橋については以前から要望がありましたが、管轄の問題で、なかなか先に進まなかったように思います。現に今問題があるということなので、管轄が違う上で、どういうふうに話を進めていくのかが気になっています。

管 理 部 長) 潮風大橋は県道でございますので、県が管理をしております。潮風大橋の道路につきましては、片側1車線の道路で車道、

歩道の区分はきちんとされておりませす。

東側にあります浜風大橋は、片側2車線の道幅のかなり広い道路で、車道と歩道の間境目の柵が必要だということで、も
とから設置されている状況です。

ただ、潮風大橋につきましては、片側1車線の道路ですので、
その必要がありません。県道には道路の設置の基準があり、そ
の基準においては、車道、歩道の区別をする境に柵やガードレ
ールを設置する必要はないとなっております。車道、歩道の間
にガードレールを設置してほしいという要望はしておりますが、
県道の基準としては、すでに足りているという形になっており
ます。

どうにかして安全対策をとということになりましたら、県道に
対して市の経費を支出してつくる形になりますし、根本的な問
題として、どれぐらいのお子さんが潮風大橋を利用して通学さ
れるのかということにもよるかと思ひます。通学路に指定し
ても、そんなに子どもさんたちが通らないということであれば、
それだけの経費をかける必要があるのかということもありま
すので、地域住民の子どもさんたちの数がどれぐらいあり、何
人ほどが潮風大橋を利用することになるのか、その辺りも含め
て検討しないといけないと思ひております。

松本委員) あゆみ橋についてはどうですか。

管理部長) あゆみ橋につきましては、幅が狭いということがございま
すが、日頃から生活道路として既に使用しておりますので、単
純に拡幅というのは構造上からいっても難しいです。地上にあ
る道路を拡幅するのとは違って、橋を拡幅ということになりま

すと、どうしても一旦遮断をする形になりますし、そういう方法をとらなければ、もう1本橋を通すしかないということになってしまいます。

単純にもう1本橋を通すということになりましたら、経費としまして、ざっと見て10億円弱ぐらいの経費はかかると聞いております。

今現在、かなり危険ということではないと判断はされていません。通学の際に、自転車も通っており危険ですので、例えば自転車の通るところと児童・生徒が通るところをカラー化し、明確に区分をすることによって、ある程度の安全性は担保されるのではないかとこのところはございますが、それでいいのかどうか、そのあたりも、地域住民の皆さん方のお声を聞きながらしていく必要があるのではないかと考えています。

浅井委員) 先日、幼稚園の卒園式の後には北野部長とあゆみ橋を確認してきたのですが、幅はそんなに危険ではない程度にあるのではないかと思います。雨の日は少し危険度が高いと思いますので、もしここに屋根をつけることができるならば、随分と好転するのではないかと考えますが、可能性はありますか。

管理部長) 可能性としては、もちろん十分にできるとは思います。ただ、先ほども申し上げましたように、生活用道路として使っていますので、そこに対して工事を行うことについて、どういう方法がとれるのかは、技術的な問題がございますので、建設部門と十分に協議をしないといけないと思いますし、どういう形がとれるのか、具体的に詰めていかないと難しいと思います。完全にカバーをしてしまうと、橋全体が風をもろに受けてしま

うという問題もございますので、やはり技術的な問題も含めて、具体的に検証しないと、すぐにこういう形ならできるといふところまでは行かないと思います。具体的に、実際に何ができるのか、何が必要なのか、何が一番有効なのか、そのあたりを十分に詰めていかなければいけないと思います。

浅井委員) 屋根をつけるにしても、具体的に一番いい形で、安全で事故が起こらないことを念頭に置いて進めていただきたいと思います。

松本委員) あゆみ橋については市の中で考えることができるのですか。

管理部長) そのあたりは難しいところです。南芦屋浜の公共的な施設については、企業庁に経費的にかなり負担していただいている部分です。ただ、企業庁としては、あゆみ橋は完成されたものと理解されていると思いますので、それを何とかしようということになりましたら、市の経費を投入しないといけないことになろうかと思います。普通の南芦屋浜内の道路や公園については、ほとんど県企業庁の経費負担でしていただいているのが現状です。

小石委員) 技術的なことなのでなかなか難しいですし、構造上、余り重い物をつくるわけにはいかないですね。

木村委員) すぐできる対策として、雨の日や通学時間帯に自転車でそのまま通行することを禁止して、自転車をおりて押していただくことで子どもの安全を図ることや、それを掲示し周知を図るなど、ある程度、人を派遣して交通ルールを守るように指導していくことで、そういう対策はすぐにできることと思います。

潮風大橋の関係で、例えば南芦屋浜の西側のこのあたりの住

民の方は潮風大橋を使って潮見小学校に行ってくださいということを、しっかりと決めてしまうなど、選択をする形ではなく、地域ごとに最短の距離にあるときは、それを使うと決めることも1つだと思います。

予算の問題は、子どもの安全に関する問題であるし、ガードレールをつけることは、すごくお金がかかるということでもないので、対応可能かと思います。

要は、今後、南芦屋浜の人口が増えていくと、このまま放っておけば、あゆみ橋で全て受けると非常に危険性が増加していくということだと思うので、そのあたりを考えていくことが大切だと思います。

特に涼風町については、バスなどを使ってできるのかどうかということも関係しますし、その際に、阪急バスにお願いをして乗せていくような形にできるのかどうかということも、可能性としては、検討していかなければならないと思います。

小石委員) まずは要望があるかどうかをきちんと聞かなければいけません。

松本委員) 細かい話ですが、あゆみ橋の通行について、自転車を禁止することはできないと前の委員会が出ていませんでしたか。

木村委員) 通行自体は禁止はできないでしょうが、降りて、押して歩いていただくということです。

松本委員) 思い違いかもしれませんが、それで見守りの方がおっしゃっても降りない方が多く、強制はできないと聞いたような気がします。

管理部長) 明確に歩道という位置づけになってしまえば自転車、軽車

両は、通常は歩道を走ってはいけないということになりますが、単純にあゆみ橋は歩道という位置づけにはなっておらず、自転車も通行は可能だと思いますが、その辺りはどうですか。

木村委員) 法的に完全に禁止できるかどうかという問題とは別に、マナーとして守ってくださいと、危険なのでそうしてくださいと言うことはできると思います。

小石委員) スタートとしてはそこからで、それでもだめなら、次を考えるということではないでしょうか。

木村委員) 子どもの安全のために、できたら降りてくださいということで、子どもがほとんどいないときは乗る人もいるかもしれませんが、それはいいとは思いますが、明らかに危険なときには、やはり配慮することを周知していくことで、かなり広めていけると思います。法的に可能かどうかという問題と、市民に対するお願いかもしれませんが、そういうふうに言っていくことは、別だと思います。

小石委員) この件は、具体的な中身に入っていくことは難しいと思います。今回は、我々としてはもう小学校建設はできないということを決めて、今の問題は、これから先かなり議論をしていき、いろいろな意見を聞きながら提案していくほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

教育長) これらの問題については、先日の説明会でも、住民の皆さんからスクールバスや自転車通学の要望、あるいはあゆみ橋の安全対策、また、郵便局や派出所、集会所等の生活利便施設の要望などが出され、市長は「住民の皆さんのご意見をお聞きしながら早急に検討したい。」と答えられています。

また、潮見小の過密化対策としての校区の見直しについても、私の方から「今後の状況を見ながら時間をかけて検討していく。」と回答しています。

今後、教育委員会としてもこれらの課題について、市長と一緒に住民の皆さんのご意見をお聞きしながら、解決に向けて取り組んで行くことを確認したいと思いますが何かご意見等ありますでしょうか。

〈異議なしの声〉

それでは、本日の会議の結論としましては、教育委員会としては南芦屋浜地区の小学校の新設を断念すると決定します。

なお、その場合の児童の通学の安全確保等の問題については、市長と協働して、まずは地域の皆さんの意見を聞き、その後速やかに検討を始めていくこととします。

これを以って、本案の議事を終結いたします。

〈第27号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて日程第2、専決報告第1号「芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

これは芦屋市の課の名前が組織改正によって連動してきたもので、新たに何かをしたということではありませんね。

管 理 課 長) 特に新たな事業追加ということはありません。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第1号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、専決報告第2号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

1つ確認ですが、今、管理課長から説明がありました芦屋市教育委員会会議規則新旧対照表の9ページの第2条4、「法第14条第2項の規定に基づいて会議の招集の請求があったとき」ここで、5人のうち3分の1という表現がありましたが、法第14条第2項というのは教育委員の3分の1以上ということですか。

管 理 課 長) はい。委員の3分の1以上です。

教 育 長) 4人の3分の1で1.33人ということで2人になります。ですから、教育長が必要と認めたときと、教育委員の皆さんが2人以上、こういう課題があるから開きたいというお申し出があれば、即座に開くということです。

松 本 委 員) 細かいことですが、会議録と議事録は何か違うのですか。

管 理 課 長) 内容は変わりませんが、法では議事録という表現をされておりますので、このたび、そこを整理させていただきました。

松本委員) ありがとうございます。

木村委員) 15ページの4条は代理規定で5条は専決と、これは代理と専決とは少し違うからだということですか。

これまでは専決に関する規定はなく、明確化するためにつくったということですね。

管理課長) はい、そうです。

教育長) 今回の改正において、従来から教育委員会は合議制であるという大切な点は当然あることですから、専決についてもきちんと説明し、決めたことは市民の皆さんにお伝えするという、当たり前の部分ですが、そこをより鮮明に示したものと思っています。

木村委員) 専決は従来、地方自治法か何かで専決処分の規定があり、それが教育長にも適用されるという解釈がおそらくあり、それで来ていたと思いますが、この条例上もそのあたりの専決の規定を置いてはっきりさせたということですか。

管理課長) はい。地方自治法上でも専決規定は場合分けによって定められております。

浅井委員) 秘密会と非公開は、同じ意味と考えてよろしいですか。

管理部長) 秘密会は全く公開しません。非公開は、会議そのものは傍聴人の方に退場していただきますが、一定の時期が過ぎれば、その会議録については公開することができるという種類のものです。

会議そのものを公開しないものが非公開、会議も議事録も全く公開しないものが秘密会と理解していただければと思います。

木村委員) 非公開の場合の議事録は、一定の期間が経過したら公開し

ているのですか。

管 理 部 長) 例えば予算関係の会議につきましては、会議そのものは非公開にしていますが、予算の審議が議会で済みましたら、その段階では公開という形になります。

木 村 委 員) ずっと公開しないこともできますか。

管 理 部 長) そういうものもあります。

教 育 長) プライバシーにかかわる問題や、教育指導上、表に出さないほうが適当だという判断をした場合と、時間的経緯で、今、この時点では出せないという切り分けで理解していただくというのではないのでしょうか。

木 村 委 員) わかりました。

松 本 委 員) 議事録ですが、遅滞なく作成しなければならないというのは、次の会議までにとというぐらいのニュアンスでしょうか。

管 理 課 長) 市の附属機関の条例の中では、おおむね1か月以内にということは定められてございます。

松 本 委 員) わかりました。

教 育 長) これは事務局に申し上げますが、多忙の中でということもありますが、適当な時期にきちんと市民の皆さんにお示しすることが基本だと強く認識してください。

管 理 部 長) はい。これは市町村の規模によりまして、事務局の人員等も限られる市町村もございますので、特に日数や期間を明確にせず、法でも「遅滞なく」という形にとどめられており、文科省からの通知書の解説の中ではそういう形になっております。できるだけ早くというレベルかと思えます。

浅 井 委 員) 市長部局ですが、政策推進課から行政経営課と名称が変わ

ったということですか。

管 理 課 長) 行政経営課と企画課が1本になり、政策推進課と、課の名称が変わりました。

浅 井 委 員) わかりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第2号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第3号「芦屋市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第3号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第4号「芦屋市立幼稚園園則の全部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

今まで分かれていた部分の園則等を改則して規則で、幼稚園部分を一本化したと理解してよろしいですか。

管 理 課 長) はい。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第4号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第5号「芦屋市立幼稚園保育料等の免除及び減額に関する規則を廃止する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

減額と免除という言葉が2つ出てきたのですが、どう違うのですか。

管 理 課 長) 減額と免除ですが、100%払わなくてよいのが免除で、50%というのが減額です。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第5号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、専決報告第6号「芦屋市義務教育諸学校教科用図書採
択協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題と
します。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第6号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、日程第3、報告第1号「芦屋市教育委員会教育長職
務代理者の指定について」を議題とします。提案説明を求めま
す。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木村委員には、本当に多忙な生活の中で職務代理者をお願い
するわけでございます。ぜひ教育長職務代理者として、よろし
くお願いしたいと思えます。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること
にご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第1号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、報 告 第 2 号 「公 民 館 運 営 審 議 会 か ら の 審 議 結 果 の 報 告
つ いて (民 間 事 業 者 へ の 事 業 委 託 の 検 証 と 指 定 管 理 者 制 度 に つ
い て) 」 を 議 題 と し ま す。提 案 説 明 を 求 め ま す。

公 民 館 長) 〈 議 案 資 料 に 基 づ き 概 略 説 明 〉

教 育 長) 説 明 が 終 わ り ま し た。質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。

確 認 で す が、ど こ の 5 ペ ー ジ で す か。

公 民 館 長) 3 回 分 の 会 議 録 が つ い て お り、最 後 の 第 3 回 目 の 平 成 2 7
年 2 月 6 日 の 記 録 の 5 ペ ー ジ 目、中 段 中 ほ ど か ら 私 が 話 を し て
い ま す。

現 在、河 内 厚 郎 事 務 所 が 受 託 し て い る 業 務 の 業 者 選 定 に つ い て、こ こ で 説 明 し て お り ま す。プ ロ ポ ー ザ ル 方 式 を 実 施 し て、
5 社 に 対 し て ど う ぞ 提 案 し て き て く だ さ い と い い ま し た が、こ
の 私 の 説 明 で は 「 5 社 か ら 提 案 書 が 上 が っ て き て 」 と 述 べ て お
り ま す が、実 際 に 提 案 が あ っ た の は 1 社 で、説 明 が 違 っ て お り
ま し た。私 の 説 明 が 悪 く、市 民 の 方 と お 話 し さ せ て い た だ い た
と き に ず れ て い る と こ ろ が あ り ま し た。

教 育 長) 5 社 に 提 案 を 依 頼 し た が、返 っ て き た の は 1 社 で、そ の 1 社
の プ ロ ポ ー ザ ル を 適 当 と 認 め て、う ち の 委 託 を お 願 い し た と い
う こ と で す ね。

小 石 委 員) 今 日 は ど の く ら い の と こ ろ ま で 話 を し た ら い い の で し ょ う
か。市 の 方 向 は 指 定 管 理 で、こ こ で の ご 提 案 は 業 務 委 託 と な っ
て い ま す。で す か ら、ど ち ら に す る か と い う こ と を 我 々 が こ こ

で軽々に決めるのはなかなか難しいと思います。

これを読ませていただいてとても気になったのは、指定管理になるとどうなるかという具体的なイメージがなかなか委員さんの中にできていないため、指定管理についてネガティブなことばかりをおっしゃっているのではないか、予算がどんどん減っていくのではないか、中身が貧しくなっていくのではないかと、そういうご意見に対して、別段、そのようなことはありませんという反論もないので、その辺りが気になりました。もしもそれが事実でしたら、指定管理がまずいということになってしまいますし、感触としては現実問題どうですか。

公民館長) 質問のお答えになるかどうかはわかりませんが、公民館運営審議会でご議論いただく前段に、公開されていた、これより前の公民館運営審議会の記録をごらんになられた市議会の議員さんから、どうも公民館運営審議会の委員さんは、指定管理者制度について理解されていないのではないかという指摘がありましたので、今回3回の中で指定管理者制度についてできるだけ事務局からは説明させていただいたということです。

小石委員) 制度の問題というか、何となくイメージができていますが、そのイメージは、どうも指定管理になるといろいろな意味でネガティブなことが起こるのではないかという感想がたくさん出ており、それが我々は少し勉強不足でわからないのですが、すぐにそれに対して、具体的にこんなに成功しているところがあるのですよという事務局からの反論が特にあるということもなく、全体としては何となくネガティブになる方向で、そんなにネガティブになるのであれば今がいいのだから今のまま

でいいのではないかと、そういう流れになってしまっているように読みました。

そのあたりの問題として、確かに指定管理とはこういうものだということは、実際、美術博物館だとか、谷崎潤一郎記念館に導入されていて、それなりのイメージをお持ちだと思いますが、実際のところ、ここの委員さん方がそれを入れたときに思っておられるイメージというのが貧しくなっていくといますか、あるいは中身がすごく市民の気持ちと外れていく、市の方針とずれていくなど、そういうことをいろいろ心配されており、そういったことについては、実際にはそのようなことないですよという反論ができるものなのか、そういう心配があるものなのかということだけお聞かせいただけませんか。

公民館長) 制度については、今回お示ししているのは記録だけですので、公民館運営審議会の中での資料というのは別にあり、それはインターネット上で公開されています。この記録自体は報告書の後ろについている形で、それを見ておられます。資料の中で、できるだけ制度の説明につきましてはさせていただきました。

あくまで印象であり少し語弊があるのですが、公民館運営審議会というのは非常に素朴な意見を持った方々が、その会のムードとしてあるわけです。ですから、素朴な質問や意見を述べられ、それに対してお答えしているという感じですよ。

社会教育部長) 各審議会の中で、指定管理者制度と委託の違いであるとか、それを表にして説明をしました。それから次のときには、その中でも芦屋市の成功例をどういった形でしているのかをお示し

しました。

先ほど言われたネガティブなご意見というのは、究極、それは館を潰してしまうのではないかと、そこまでのご意見を言われた方がいらっしゃったので、趣旨としてはそういうことは全く考えていないということで、その次の審議会では、今、芦屋市では、15施設ぐらいで指定管理をしておりますので、いつからどのような形でやっているのかを表にしました。

社会教育部の中でも6つぐらいの施設で行っておりますので、その状況や評価、どういう事業を行っておられるかなどをお示ししました。実際に委員の中に指定管理を受けている団体の一員の方もおられ、その方のご意見もあつたりするので、イメージとしては抱いていただいていると思います。社会教育の施設の中でも事業系といえば、谷崎潤一郎や美術博物館ですねということもおっしゃっておられました。

ですから、指定管理になって今どういう状態にあり、それを芦屋市としてどんどん悪くしていこうと思っているわけではないというところは見ていただいていると思いますし、費用もどんどん削っていくのだろうという話があったのですが、逆に増えていますので、そういうことは考えていないというご説明をしました。そういったことは、中では資料とともに説明をさせていただいています。一定の御理解をいただいているとは思いますが。

小石委員) 全員が今の業務委託がいいということをおっしゃっていますので、これ自体を無視して前に進んでいくのはなかなか難しいと思います。しかし、市の方針としてそういうものが出てい

る中で、これをどう扱うかということについても、またその視点からも考えていかないといけないだろうと思います。当面はこの方針で行くにしても、次のところではもう少しイメージを変えないと、指定管理が全面的に悪いというふうにしかならわれないと思います。

こちらの事務局が指定管理で十分行けるのだという考えをお持ちなら、誤解が解けるような形での情報提供をしながら、ご審議を改めて行っていただきたいという感想です。

社会教育部長) 毎年、年に2回ほど教育委員会においても公民館長から事業の説明をさせていただいているかと思うのですが、委託を始めたころはなかなか事業者の独自性なりを出しにくかった部分で、最近では、事業の内容が非常に魅力的だということで、かなり評価を得ております。

公民館運営審議会の皆さんは、学識以外の方は実際の利用者の方がほとんどでいらっしゃって、その事業に参加をされて、さらにまた新しい事業の説明をお受けになると、事業者が非常に芦屋を大切にしてくださっていて、郷土愛を感じとれる芦屋にゆかりの事業の実施を大変評価されています。

委員の方々でも、例えばそのネットワークでもっといい講師の方が来られるなど、指定管理のメリットは確かにあるかもしれませんが、必ずそうなるかとわかっているわけではなく、今の状況が決して悪くないため、あえてそれを進めなくてもいいのではないかというご意見が、利用者としてのご意見ということで、かなりまとまったのかなという感触も受けています。

木村委員) 基本的なことをお伺いしたいのですが、業務委託を通して

の管理のメリット、デメリットがあまり伝わってこないの、なぜ指定管理を進めようとしているのか、業務委託だと何がまずいのかという基本的なところを教えてください。

社会教育部長) 業務委託は、収益自身は市の収益となりますので、採算を考える必要なく、芦屋市の方針や仕様に基づいた中での業務を一定行えばよく、プロポーザルは、市の仕様に沿った内容の充実を図れば良いこととなります。収益に関係ないため、事業者の方は頑張っても収益につながりませんが、収益に関係なくいろいろな事業ができる、集客につながらなくてもやれる、安心の上で事業ができるということになります。

指定管理の場合ですと、全て運営管理を任されておりますので、収益を重視するという点において、民間事業者のノウハウを最大限発揮して、コストの削減や、効率的な運営を図るための努力が必要になります。一方、市民サービスの向上も図りながらということになりますので、市の期待と市民の満足度、企業のメリットの相関関係のバランスが重要であると理解しております。

木村委員) 要は利用料金制度ですか。指定管理をやっている業者さんが頑張ってやれば、利用料金が自分のところでとれるから、利益が上がり、それがモチベーションになってより努力をしてもらえるというお話ですか。

社会教育部長) そうですね。

木村委員) それは確かにメリットかもしれませんが、デメリットとしては、利用料金を確保するために無理なコスト削減をして、クオリティーが下がってしまうという危険性もあるので、そうい

う意味でメリット、デメリットがあるから、絶対に指定管理がいいのかと言われると、どうなのだろうなと思います。そのところはどうか。

社会教育部長) 確かに言われている危険性がありますので、そのところを市がより縛りをかけた中での仕様であったり、プロポーザルであったり、事業の定期的な評価、外部評価も今年度から全体で受けていく中で評価もするという確認をきちんとしていくことで、そこは防げるだろうと、市では考えております。

木村委員) プロポーザルのやり方や、仕様書、そういう条件づけをうまくやれば、クオリティーが下がるようなことはないということですか。

社会教育部長) そうですね。それと定期的な事業の参加者の方、利用者の方へのアンケート調査も義務づけておりますので、どの施設もそうですが、アンケート調査を行う中で、さらにいいものを目指してもらおうということで、クオリティーが下がらないような努力を市は行っていかないとはいけません。

木村委員) 具体的な仕様書や指示書は、この審議会では資料として出されているのですか。

社会教育部長) 指定管理になるときは膨大な仕様書になるので、そういうものまではお出しできておりません。

木村委員) ただ、こういう条件づけをやるというサンプルか何かが出てこないと、やはりわからないと思います。利益を得られるから、モチベーションが上がって頑張るだろうというところは確かにありますが、クオリティーをどうするのか、そこが見えてきません。メリット、デメリットがそれぞれあると思うので、

メリットを最大限にし、デメリットをできるだけ少なくしていくのが、こういう場合の基本的な考え方ですから、これが非常にわかりづらいです。業務委託もそれなりのメリットはあるとは思っているので、業務委託の場合にも、やはりプロポーザルのやり方で、いろいろな仕様書など、契約をするときに条件づけができるわけですね。ですから、そんなに違いが見えないという感じもするので、私の受けるイメージとして、そこがはっきりしないです。

教 育 長) 今、議論がありましたのは、まず直営でしていたものが委託というステップになって、次は指定管理を方向性として持っているわけですが、見えない部分、不安になる部分があります。3年間で委託を高い評価まで持ってきたということは、まず評価をしたいと思います。

見えない部分に対して市の方向性を進めるに当たり、今の報告から見ると、そこをどのように理解を求めるのか、示していくのか、何のためにするのかということの、より丁寧な説明が要るのではないかと思います。教育委員会としては、市全体の方向性を否定するものではないのですが、そののところをきちんとしないと、特に教育部分でありますから、進められないと考えます。

浅 井 委 員) 平成24年度に業務委託が始まったということで、民間に委託している業務は施設管理や夜間の警備があり、それぞれに担ってもらっています。文化と教育の大きな核になる施設でもあるので、もう少し時間をかけて丁寧に、私たちも審議会も続けて議論していただきたいと思います。

これは一概に公立がいいとか民間ではいけないということではなく、要は人であるので、指定管理をどういうところに任せるか、これは難しいことだと思いますので、その辺りは丁寧に精査していかないといけないため、少し時間がかかると思っています。

小石委員) 業務委託を行うときに、手を挙げてくれるところは結構あるのですか。

社会教育部長) 平成23年、24年に指定管理制度を導入しようかどうかどうしようかと、行革に挙げるときですが、そのころには、指定管理制度の導入について、施設全体をまとめてさせていただきたいというところは幾つかあったようです。確かに公民館は教育事業を行っているというのがありますが、文化ホール等、ほかのところでも文化事業を指定管理で行っているところは民間でもありますので、そういったところが多分、手を挙げているのではないかと思います。

木村委員) 最後に一言ですが、問題は、要は競争をするとダンピングや価格が低くなって、どんどんクオリティーが下がっていくというものでありません。審議会の委員の方々は、競争するとレベルが下がると思っているかもしれないかもしれませんが、今の日本のいろいろな製品を見ると、低コストでもいい物を消費者は選択していくのですね。それが真の競争なので、そういう形で業者に対しては競争させ、そのためにどうプロポーザルしていくのか、指示をしていくのかがこの問題の本質だと思うので、そこをうまくつくっていくところが本質かなと思います。

教育長) 非常に大事な問題でもありますので、今、委員の皆さんから

の発言を真摯に受けとめ、担当部署として、この問題を、今日は報告ということで受けとめていきたいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第2号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、報告第3号「海浜公園有料公園施設の指定管理者の指定について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

私から確認ですが、新たに吸収合併した新しい会社によって、質が低下したということではないと理解してもよろしいですか。

スポーツ推進課長) 業務等については全く低下しておらず、この会社自体が資本金も経済基盤も安定したということでございます。

教 育 長) もう1点、なぜこういう専決をせざるを得なかったのか、時期的にもっと早く情報が感知できなかったのかをお聞きします。

スポーツ推進課長) 所管課としてはまことに申しわけないことではございますが、3月の議会中に担当者から、商号、要するに会社名が変更になります、体制には何の影響もございませんという電話連絡をいただきました。後刻、書類をいただいたときに吸収合併が発覚したところでございます。そのときには議会へ提出するのが間に合わなかったということでございます。

木村委員) 吸収合併をしたときに、吸収合併をするかどうかの是非の判断をこちらが握っているということはないのでしょうか。吸収合併をするかしないかは相手の自由であり、その場合、法律上当然、吸収合併というのは相続のようなものですから、自然に承継されますよね。そもそも処分を要することなのかどうか、教育委員会として議決しなければいけないことかどうかという、うちがどうしようと自然になってしまったら、対抗も何もできないわけですから、専決処分というか、議決が必要なのかということが、そもそもわかりません。

教育長) 芦屋市のルールとしてはどうですか。

スポーツ推進課長) 要するに経営母体が、資本金が変わる中で、今回は増えて安定するということで問題はないかとは思いますが、資本金が減り、指定管理している業務に支障をきたすようでしたら、こちらのほうで再度指定管理の選定を行わなければならない事情が起こってきます。今回の場合は資本金が、経済基盤が大きくなったために問題はなかったという結果でございます。

木村委員) そもそも指定管理は期間があり、次回更新をするかどうかの判断は、そのときにこういう事情があったから次は更新しないということと言えるかもしれませんが、それは更新時の判断ですよね。ただ、吸収合併したからといって、それは契約違反であり、指定管理を取り消すことができるという契約内容にはおそらくなっていないのではないのでしょうか。

社会教育部長) 名称の変更のときには議決は必要ないのですが、合併を通して会社の体制が変わるとわかるときには、議決を経ないといけないということで、これは吸収合併であったとしても、たと

え母体が安定するということがわかったとしても、一旦再指定という形での議決は必要というふうに地方自治法の244条にうたわれております。

木村委員) 地方自治法上そうなっているということですか。

社会教育部長) はい。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第3号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長) 閉会宣言